

あさひ

昭和43年(1968年)

2月1日

編集 総務部秘書課
発行人 石井 繁丸
印刷所 上毛新聞社

(1部金2円)

395号

毎月1日・15日発行

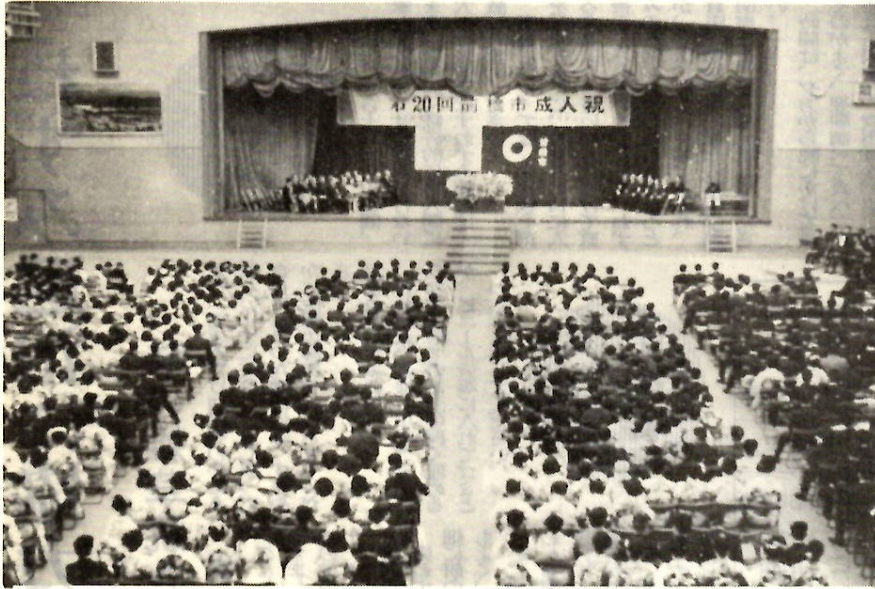
第3種郵便物認可
昭和35年7月14日

- ▽成人病予防週間開始(1日)
- ▽寒明け(3日)
- ▽節分、豆まき(4日)
- ▽立春(5日)
- ▽所帯機、住民税申告開始(10日)
- ▽建国記念日(11日)
- ▽バレンタイン・デー(14日)
- ▽ねはんえ(15日)
- ▽皇孫清宮誕生(19日)
- ▽雨水(23日)
- ▽献血運動週間開始(27日)
- ▽全国春の火災予防運動開始(28日)

「お米の通帳」の書き替え

家庭用米穀類購入通帳の定期書き替えが、いま米穀登録店で行なわれています。あなたの家庭に保管してある通帳を全米穀登録店に提出してください。

なお、住居表示制度において住所の表示が変更された場合は、旧通帳の上欄に、お手数でも新住所を記入して登録店に提出してください。



5千人が大人の仲間入り

希望に燃えて

「成人の日」の十五日、スポーツセンターで前橋市成人祝の式典が、約三千人の該当者の参加をえて行なわれました。

各界代表の激励のこゝろに「成人の誇りと責任」をあらたにしたあと、成人者代表による「青年の抱負」の朗読、万国博の歌などの全員合唱のこだまのうちに、キャンドルサービスによる厳粛な式典を閉じました。

なお、ことし本市で大人の仲間入りをした人は、男二千四百六十人、女二千六百三十人の合計五千九百人でした。

計量法が改正

消費者保護を中心に

量目は見やすく表記

商品の「抽出検査」の徹底も

いろいろな商品の正量取引などを定めた「計量法」の内容が全面的に改正され、昨年の六月末から実施されています。そのうち、みなさんと直接関係のある消費者保護についての改正のあらましについてお知らせします。

量目を明示する義務

商品を購入する人に明示しなければなりません。明示の方法としては、ハカリをお客さんの見やすいところに置くこと、あらかじめ計っておいて売る商品には、量目を表した札をそばに置くこと、電話で注文を受けた商品には、伝票に量目を記入して渡すこと、などが定められています。

容器詰め商品などの量目表記については

①正味量(内容物)を示すこと、
②正味量を表す数字や文字は、お客さんの見やすいところに、見やすい大きさの字で表すこと、
③「正味量」の表わし方
正味量を表す場合は、あいまいな記入をしないで、次のように表記するよう義務づけられました。
①正味量を表す数字や文字は、お客さんの見やすいところに、見やすい大きさの字で表すこと。

厚生年金住宅の申し込み

中小規模の事業所を対象

3月15日まで

市では、毎年市内の中小規模の度もの建設を進めるため申し込みを受け付けます。建設を希望する事業所は工業課まで申し込みください。

住宅改良資金の貸付け

この貸付は、次の要領によって行なわれます。

- 一、自分で住むための持ち家を改良する者。
- 二、増築、改築、修繕等の工事又はこれを合わせて行なう工事
- 三、貸付金の限度
- 四、工事にかかる費用の七割以内

住宅改良資金の貸付け

この貸付は、次の要領によって行なわれます。

- 一、自分で住むための持ち家を改良する者。
- 二、増築、改築、修繕等の工事又はこれを合わせて行なう工事
- 三、貸付金の限度
- 四、工事にかかる費用の七割以内

商品の抽出検査も

計量単位を用いること。

商品を購入し入れたり、包装したり、密封したりして販売している場合、その商品の抽出検査による量目の取り締まりを行ない、その結果が不良の場合は、商品全体の表示をまっ消することができるようになりました。

違反者には警告と結果の公表

取り締まりを強化するため、量目を正確に計るよう求める義務や、量目を明示する義務などを守らない者に対しては、行政機関は警告を行ない、これに従わないときは、これを公表できるようになりました。

湖山荘

京 猿ヶケ 温泉

国保健康管理施設

サービス間 3月末日まで

〈宿泊料の1割引〉
但し2泊以上5日以内

- 実施期間 一月・三月中
- 湯治保養を希望する方
- 利用期間 二泊以上五泊以内とします。
- 利用料 一人一泊八百円(税・サービス料・入湯税別)
- 申し込み 市役所保健課へ

計量単位の略号

長さ=m (メートル)	km (キロメートル)
質量=g (グラム)	kg (キログラム)
体積=m ³ (立方メートル)	l (リットル)

融資の説明会

二月十九日(土)午後二時、中央公民館で、中小企業者の店舗や、商店街協同組合、商店振興組合の共同施設などの近代化資金の貸し付けについての説明会を、二月十九日午後一時から同大会議室(階ホール)で開催します。四十三年度近代化を計画される方は、ぜひご出席ください。説明会の内容は、店舗改造、青少年相談 一・八・十五・二十二・二十九日の毎週木曜日午後一時から四時まで中央公民館で、電話相談は市役所青少年室へ。

第2回 市民展

住・在勤または在学するもので義務教育を修了した方。

- 賞 審査のうえ優秀作品に対し賞状と賞品を授与します。
- 出品手数料 部門ごとに2点まで500円。2点以上1点増すごとに200円とします。
- 搬入期日 2月22日と23日の午前9時から午後4時まで市中央公民館で受け付けます。

●作品の受け付けは、2月22～23日中央公民館で●

明治の本

展示と講演会

市立図書館にある13万冊の蔵書の中から、明治時代に出版されためづらしい本や史料を選んで展示し、あわせて講演会をひらきます。お気軽にお出かけください。

【展示会】

- とき 2月8～10日(3日間)
- ところ 毎日午前9時～午後5時
- ところ 市立図書館階上 閲覧室

【講演会】

- とき 2月10日 午後1時30分～4時
- ところ 水道会館ホール
- 講師 東京大学教授 小西 四郎氏
- 演題 「明治期における群馬の歴史的地位」

ありがとうございます
ごさいました

電気洗濯機一台、着物・セーター数点、古市町五四四の高橋和夫さんから「城南母子寮」へ。

募集

前橋市消防職員
消防本部では、次のとおり消防職員を募集します。

- ①市内在住者または在任できる者
②年齢十八歳以上二十八歳未満の男子
③学力 高校卒業程度
④身長一六〇センチ以上、体重五十二キログラム以上、健康な方
⑤募集期間 一月末日までに履歴書を消防本部へ提出してください。用紙は消防本部にあります
⑥試験日 三月八日
⑦詳しいことは消防本部総務課庶務係へお問い合わせください

競輪場臨時従事員

- ①四十歳までの女子 (日給四百五十円)
②五十歳までの男子警備員 (日給八百円)
③六十歳までの男子場内整理員 (日給五百五十円)
④このほか売り上げによって繁忙手当を二日につき百円〜二百円支給します
⑤勤務時間 競輪開催のつど午前十時三十分から午後四時三十分ごろまで
⑥面接日時 一月十三日午後二時 競輪場内投票所
⑦希望者は一月十二日までに履歴書を事業課 (大手町三丁目十五〜十五) へ提出してください

農業基本調査の実施

一月一日現在による「農業基本調査」が県下いっせいに進められています。この調査は、農業の近代化のため活用されますが、各農家の申告内容は統計以外の目的に使用することは厳禁されています。その秘密は厳守され、その秘密は厳守されています。その秘密は厳守されています。その秘密は厳守されています。

ねずみ退治に協力を

畦の雑草焼きも実施

ねずみ退治に協力をお願いします。ねずみの害は、川やヨミ箱に大きな害を及ぼすねずみ族のほかに、ビニール袋等に入れてゴミとして出されています。

野ねずみ駆除 野ねずみ退治の時期となり、野ねずみによる農作物の被害は、案外見逃されがちです。市全体ではその被害額も二億にのぼるといわれています。野ねずみを退治するには、田や畑の隅々まで、雑草を焼くことが効果的です。

家ねずみ 一月十日から十五日までの間、家ねずみのいっせいで駆除を行います。衛生的・経済的にも人間に大きな害を及ぼすねずみ族のほかに、ビニール袋等に入れてゴミとして出されています。

野ねずみ 野ねずみ退治の時期となり、野ねずみによる農作物の被害は、案外見逃されがちです。市全体ではその被害額も二億にのぼるといわれています。野ねずみを退治するには、田や畑の隅々まで、雑草を焼くことが効果的です。

健康コーナー 13日東・元総社・清里公民館 19日芳賀公民館 22日南橋公民館 26日下川淵・桂堂・中石倉町各公民館 27日下川淵・桂堂・中石倉町各公民館

野ねずみ駆除と畦焼きの実施計画表

月日	畦焼き却	野ねずみ駆除
旧市城	2月15日午前	2月15日午後
上川淵	2月1日	2月5日
下川淵	2月10日	2月10日
芳賀	1月22日	2月1日
桂堂	1月20日	2月5日
東	2月6日	2月6日
元総社	1月29〜30日	2月2日
総社	2月10〜15日	2月10〜15日
南橋	2月10日	2月12日
清里	1月25〜30日	1月25〜30日
永明	2月10〜20日	2月10〜20日
上北	1月30日午前	1月30日午後
荒砥	2月18日	2月25日
木瀬	2月18日	2月25日



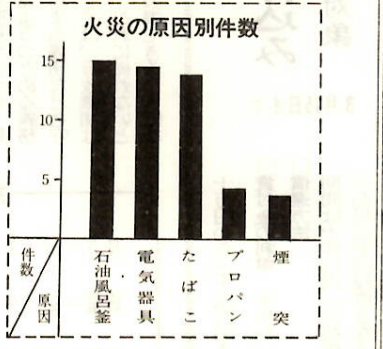
42年中 前橋の火災

市消防本部が、このほどまとめた42年中の市内に発生した火災の実態は次のとおりです。

火災の件数 出火件数は128件で、昨年より11件増加しています。このほか火災として処理しなかった火事さわきが47件もありました。火災の内訳は、建物の火災が99件、車両の火災が14件、山林の火災が2件、その他の火災が13件でした。建物火災の99件のうち、最も多いのが住居の42件、工場が21件、物置きが12件、その他が24件でした。

焼けた建物と面積 全焼55棟(43)、半焼12棟(15)、部分焼55棟(55)で、これらの建物の焼損面積は、241平方メートル(1,269)でした。カッコン内は昨年の数字です。

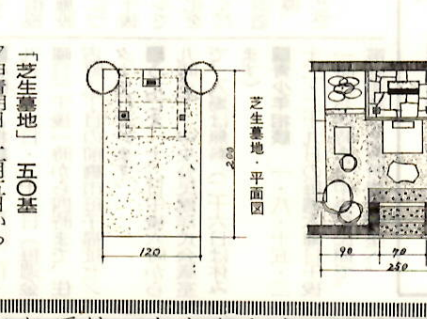
火災原因 石油風呂釜の火災が昨年の7件から15件と増えています。この火災は器具の手入れ不良による異常燃焼や、空焚きが主な原因とみられます。日ごろの手入れと、使用前の水量の確認が必要です。



火災による42年中の損害額は、9,731万円(昨年は4億1,000万円)でした。火災による死者はありませんでしたが(昨年は2人) 傷者は19人(18人)でした。全国的に焼死者の増加している傾向のなかで死者が1人もなかったことは、不幸中の幸いでした。なお、火災世帯数は76世帯(79)318人(396)でした。

墓の募集

墓泉霊園内に新設されます ※2月5日から受け付け



芝生墓地 一五〇基 芝生墓地 平面図

市では墓泉霊園内に使用許可を受けられず、ご使用の墓付墓地と受葬墓地をつくりました。市は、市民でこれを使用したい希望の方は、衛生課へお申し出ください。なおお葬者が多数の場合は、抽せんによって決定します。申し出の際には印かんをご持参ください。

犬の放し飼いはやめましょう

犬を飼うときは、みなさんが犬を飼うとき「飼いだ取り締まり条例」と「狂犬病予防法」があるのを、ご存じですか。狂犬病予防法には、毎年一回の狂犬病予防注射をしなければならぬと定められています。また、飼いだ取り締まり条例では、犬の放し飼いが禁止され、屋敷でも夜でも吠えないでなければいけません。散歩させるときは、リードをつけて連れて歩くことになっています。これらに違反すると、罰金を科せられたりします。正しい愛情で、自分の犬をかわいがると同時に、他人に迷惑のかけないよう正しい愛情で飼うことが大切です。とくに、狂犬病の予防注射は必ず受けさせましょう。狂犬病は犬だけでなく、この犬にかまれた人間も発病し、死に至る高い危険性の病気です。

悪書追放に白ポスト

前橋警察署では昨年暮、市内各駅に白ポストを設置しました。この白ポストは、悪書(悪徳)から守られたもので、青少年に悪影響を与えるおそれのある出版物を追放し、青少年の健全な育成をはかることとするものです。市民のみなさん、みだりに悪徳雑誌などを「見せない」「買わない」とも、家庭にある悪書(悪徳)も、近くの白ポストに投かんするなどして、この運動にこそのご協力をお願いします。

愛犬の散歩には

大小屋の外は清潔にするにとともに、愛犬の散歩には小さなシャベルやビニール袋を持って、ふんの始末を道路や公園を汚さないようにしましょう。犬好きの子どもさんへ、犬をつないで置く場合、訪問客

